

(別紙) 保育施設・事業所の設置(新設)が特に必要な教育・保育提供区域及び事業計画書受付期間

提供区域	小学校区	H27.4.1時点における整備必要量		小規模保育事業等に係る 開設予定年月別の事業計画書受付期間		
		保育所	小規模	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月
北1	終野, 大宮, 上賀茂, 元町, 紫竹, 紫明	88	35	事業計画書の受付期間 平成27年11月中旬 ～平成27年12月10日(木)	事業計画書の受付期間 【第1次受付期間】(※) 平成27年12月1日(火) ～平成28年1月15日(金) 【第2次受付期間】 平成28年6月1日(水) ～平成28年7月15日(金) 【第3次受付期間】 平成28年10月24日(月) ～平成28年11月30日(水)	事業計画書の受付期間 【第1次受付期間】(※) 平成28年6月1日(水) ～平成28年7月15日(金) 【第2次受付期間】(※) 平成28年12月1日(木) ～平成29年1月13日(金) 【第3次受付期間】 平成29年6月1日(木) ～平成29年7月14日(金) 【第4次受付期間】 平成29年10月24日(火) ～平成29年11月30日(木)
北2	待鳳, 鳳徳, 鷹峯, 紫野, 楽只, 柏野, 金閣, 衣笠, 大將軍	70	34			
上京1	京極, 新町, 室町, 西陣中央, 御所南(上京区内)	31	20			
上京2	乾隆, 翔鸞, 正親, 二条城北, 仁和	83	29			
左京1	花背	0	0			
左京2	大原, 八瀬	0	0			
左京3	鞍馬, 静原, 市原野, 岩倉北, 岩倉南, 明德	38	4			
左京4	上高野, 修学院, 修学院第二, 松ヶ崎, 葵, 下鴨, 養正, 養徳	0	19			
左京5	北白川, 錦林, 第三錦林, 第四錦林	88	36			
中京1	御所南, 高倉	235	40			
中京2	洛中, 朱雀第一, 朱雀第二, 朱雀第三, 朱雀第四, 朱雀第六, 朱雀第七, 朱雀第八	224	0			
東山	開晴, 東山泉	59	35			
山科1	音羽, 音羽川, 大塚, 大宅	50	21			
山科2	安朱, 山階, 西野, 陵ヶ岡, 鏡山	46	34			
山科3	山階南, 百々, 勸修, 小野	32	27			
下京1	洛央, 淳風, 醒泉, 下京涉成, 梅小路, 光徳	89	31			
下京2	七条, 七条第三, 西大路	82	0			
南1	凌風, 九条弘道, 九条塔南, 南大内, 唐橋, 吉祥院, 祥豊, 祥栄, 上鳥羽	68	32			
南2	大藪, 久世西	74	32			
右京1	高雄, 宇多野, 御室, 花園	54	11			
右京2	広沢, 嵐山, 嵯峨	41	22			
右京3	安井, 山ノ内, 太秦, 南太秦, 常盤野, 嵯峨野, 梅津北, 梅津	85	34			
右京4	西院, 葛野, 西京極, 西京極西	108	31			
右京5	宕陰	0	0			
右京6	京北第一, 京北第二, 京北第三	4	3			
西京1	嵐山東, 松尾, 松陽, 桂川	151	43			
西京2	桂徳, 桂, 桂東, 川岡, 川岡東, 樫原	157	50			
洛西	大枝, 桂坂, 新林, 境谷, 竹の里, 福西, 上里, 大原野	69	46			
伏見1	竹田, 伏見住吉, 伏見板橋, 下鳥羽	53	43			
伏見2	伏見南浜, 桃山, 桃山東, 桃山南	93	40			
伏見3	向島, 向島南, 向島二ノ丸, 二ノ丸北, 向島藤の木	1	2			
伏見4	横大路, 納所, 明親, 美豆, 神川, 久我の杜, 羽東師	23	42			
深草	深草, 稲荷, 藤ノ森, 藤城, 砂川	23	28			
醍醐	北醍醐, 醍醐, 醍醐西, 池田, 池田東, 春日野, 日野, 小栗栖, 小栗栖宮山, 石田	17	15			

* 上記の網掛けとなっている提供区域は、特に保育所・小規模保育事業所等の設置(新設)が必要な地域です。

* 保育所の開設希望については、随時個別協議を受け付けますので保育課に御相談ください。

* 小規模保育事業の開設に当たり整備補助を希望する場合は、予算協議の日程等の関係上、上記(※)の受付期間内に事業計画書を提出してください(事前相談は期間前でも随時受け付けます)。ただし、整備の必要性が高くない地域に開設する場合や、事業者の法人種別によっては、整備補助の対象としない場合があります。